

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年4月28日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	三条市 (152048)
地域名 (地域内農業集落名)	栄地域 (福島甲、福島乙、新堀、若宮新田、一ツ屋敷新田、東光寺、猪子場新田、鬼木新田、鬼木、尾崎、岡野新田、半ノ木、泉新田、貝喰新田、今井、今井野新田、善久寺、芹山、渡前、中曽根新田、小古瀬、中島、千把野新田、福島丙、小滝、高安寺、大面、北潟、矢田、吉野屋、蔵内、茅原、戸口、安代、前谷内、帯織、山王、岩淵、荻島)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1953 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1953 ha
② 田の面積	1883 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	70 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	116 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	280 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考) ※区域内における75才以上の農業者の農地面積について、農地の引継手続を行っていないと判断されるものは除外した。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・農用地区域内の農地面積のうち、認定農業者が占める割合は62%。経営面積別では、5～10haの経営体が占める割合が8%、経営面積10ha以上の経営体が占める割合が49%(R6.10.1現在)
 ・水稲単一の経営体が多い。法人が18経営体、生産組合が3団体
 ・水田農業における主食用米以外の作物では、大豆の作付が多く、水田面積の約15%(R5年産)
 ・圃場整備が概ね完了しており、平坦な優良農地が多く占めている。一方で、少雨時等における下流域の用水不足や水利管理における労力面が課題
 ・組織化が進んでいる一方で、構成員の高齢化が進行し、後継者の確保が課題

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水田農業の収益増加を図るため、地域全体として生産コストの削減に向けて、地域の話合い等を契機とした担い手への集積・集約化を進めていく。併せて、スマート農業の普及を図る。
 ・主食用米の食味、品質の確保に向けて、気象変動に対応した基本技術の習得を図っていく。
 ・需要に応じた主食用米の生産と併せ、ブロックローテーションによる大豆の生産を始めとした農地の有効活用を図っていく。
 ・地域内の大型直売所等を活かした少量多品目の園芸作物生産の導入、拡大を図っていく。
 ・有機栽培や特別栽培など、環境に配慮した農産物生産及び販売に取り組み、消費者のニーズに対応していく。
 ・JAと法人との委託や連携事業など、持続可能な新たな農業経営の構築に向けて検討していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地バンクを利用した、農業法人、認定農業者を始めとする担い手への農地の集積・集約化を進める。 ・担い手への農地の集積・集約化に当たっては、計画的に行われるよう、地域での話合いや多様な農業者による農地利用を併せて推進する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	63 %	将来の目標とする集積率	80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農用地区域内の農地面積のうち、認定農業者が占める割合を、R6:62%→R8:70%(+8%)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・地域での話合いが促進されるよう、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員と行政、農業協同組合、土地改良区等、関係機関、団体が連携し、情報提供等のサポートを行い、計画的な担い手への農地の集積・集約化に取り組んでいく。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・担い手を始めとする地域の農業者の将来的な営農への意向を、地域の話合いや農業委員、農地利用最適化推進員の活動などで確認を行っていく中で、農地バンクの活用を推進していく。
(3) 基盤整備事業への取組
・農業生産基盤の適正な維持を図るため、農業用水利施設等の更新等の事業を計画的に行っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・県、市、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関、団体が連携して、新規就農、経営拡大・改善、技術向上、農地斡旋など、様々な相談に対応し、地域農業の維持・発展を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・水稲では、JAに乾燥・調整作業、農業共済組合に共同防除作業の委託が行われている。大豆では、JAに収穫、乾燥・調整の作業が委託されている。引き続き、各農業者の経営方針に基づき、作業の効率化や合理化を図っていく。 ・また、法人や生産組合、大規模農家等への作業委託についても検討・実施し、経営や作業の効率化を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①関係機関、団体等が連携し、電気柵等の防除対策、有害鳥獣の捕獲・駆除、追い払いや山際のやぶ等の刈り払いなどの緩衝帯整備を地域と一体となって取り組み、野生鳥獣による被害の防止・軽減を図る。
 ②関連団体との連携を通じ、環境保全型農業直接支払交付金等の事業を活用しながら、有機栽培や特別栽培の推進を図っていく。
 ③各種団体等が行うスマート農業の体験機会などを通じて、それぞれの経営に応じたスマート農業の普及に取り組む。
 ④多面的機能直接支払交付金等を活用した共同活動や、計画的な土地改良事業の実施により、適正な農業生産基盤の維持を図る。

